

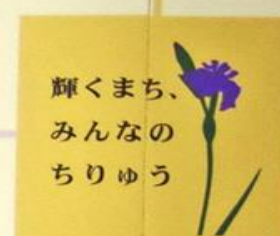
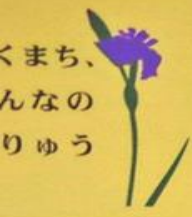
知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

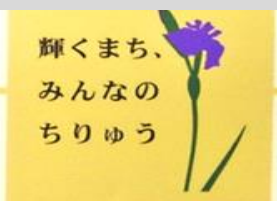
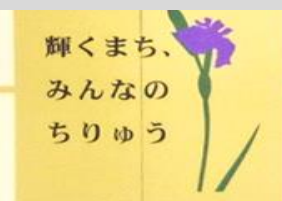
知立市
Chiryu city



介護保険係からのお知らせ

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city



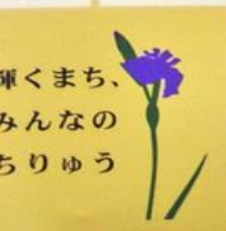
知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city

知立市
Chiryu city



知立市役所 長寿介護課
介護保険係



- 1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について
- 2 運営規定の変更について
- 3 虐待の防止のための措置に関する事項について
- 4 介護保険施設・事業所における業務継続ガイドラインの作成について
- 5 介護人材の確保について
- 6 事故報告書の取り扱いについて
- 7 介護保険施設における負担限度額の変更について
- 8 高額介護サービス費の負担限度額の変更について
- 9 介護職員のメンタルヘルスについて



1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 愛知県HPに新型コロナウイルス感染症に関する情報が掲載されますので下記アドレスからご確認ください。
- **【重要】**民間社会福祉施設等設置者様へ「新型コロナウイルスに関するお知らせ」を掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>

- 高齢者施設・事業所等の利用者、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、愛知県指定の様式にて県及び知立市へ報告してください
 - <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/388569.docx>

知立市介護・障害福祉サービス事業者PCR等検査費補助金

事業所において新型コロナウイルスの感染者が発生した際に、行政検査の対象とならなかった当該介護事業所の利用者及び職員に新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査を受けさせた事業所に補助を行うもの。

補助額: 検査費用の1/2(上限2万円)

2. 運営規定の変更について

- 各サービスにおいて、
「従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、(略)置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない((略)重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)」と定められました。
- また、各サービスにおいて、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載することと定められました(令和6年3月31日までの間は、努力義務)。

運営規程における各職種の員数の記載方法・運営規程変更届出の頻度

- 人員基準を満たす範囲で「○人以上」と記載して差し支えない。
※もつとも、従前のおり「○人」と記載することを妨げない。
 - ・常勤、非常勤、専従、兼務の別は、記載を要しない。
 - ・人員基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を記載する。
- 年に1回、6月1日現在の状況を、同月末までに届出ることにより足りるという取扱
(6月特例)
※「○人以上」と記載した場合は、毎年6月1日現在で「○人未満」にならないければ、6月特例を用いて変更届を提出する必要はない。

注意とお願い

- 1・2の取扱により、介護職員等の員数の変更が生じない場合が増え、各施設・事業所では、運営規程の変更届の提出機会が少なくなります。人員基準を満たさずに報酬を請求した場合、不正請求となり、取消等の処分の対象となりえます。そのため、各事業所・施設においては、より一層、人員基準をはじめとする各種基準の理解を深め、人員基準適合について自主点検を行い、従業者の員数を適切に管理してください。



3. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めることとなりました（令和6年3月31日までは努力義務）。

各施設（事業所）に即して運営規程を改正してください。

- なお、改正内容が「従業者の員数」の変更及び「虐待の防止のための措置」の新設のみの場合は、6月特例の際に届け出ることができる取扱とします。
※「従業者の員数」の変更、「虐待の防止のための措置」の新設の他に改正すべき事項がある場合（営業日等）は、変更から10日以内に届け出てください。



記 載 例



- ○条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年○回以上)実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

4. 業務継続に向けた取り組みの強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築することが求められています。業務継続に向けた以下の3点が義務化される運営基準の改正が実施されます。
- 業務継続に向けた計画（業務継続計画・BCP）を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じること
- 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的に実施すること
- 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行うこと
- 上記の運営基準の改正に際し、省令施行日から2024年3月31日まで、3年間の経過措置期間を設けるとしています。

非常災害対策の基準省令における位置づけ (参考)

該当サービス	施設サービス	通所系・居住系サービス 【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	訪問系サービス 居宅介護支援等
義務	○非常災害に関する具体的計画の策定 ○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知 ○定期的な避難等訓練			—
努力義務	—	—	○訓練の実施に当たっての、地域住民との連携	—
(参考) 基準省令の 規定の例	第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	第182条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	—

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 〔※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設〕	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

○高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、**水害対策に伴う改修等**や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、**水害対策に伴う改修等**を促進

・非常用自家発電設備(i)、**水害対策に伴う改修等(ii)**

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	Ⅰ	なし	総事業費500万円/施設
	自治体 1/4			
	事業者 1/4	Ⅱ	なし	総事業費80万円/施設

・給水設備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

補助の流れ



5. 介護人材の確保



愛知県地域医療介護総合確保基金事業 (介護従事者確保分)について

- 愛知県では以下の7事業について、補助金の交付を行っています。
- 1 介護の普及啓発事業費補助金
 - 2 介護人材資質向上事業費補助金
 - 3 研修受講支援事業費補助金
 - 4 介護福祉士資格取得支援事業費補助金
 - 5 外国人介護留学生奨学金給付等支援事業費補助金
 - 6 外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業費補助金
 - 7 介護人材確保対策連携支援事業費補助金

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r3kikinjigyoku.html>

あいちサポーターバンクの活用について

- 社会参加・地域貢献に意欲のある方々に、「あいち介護サポーター」として登録していただき、介護事業所とのマッチングを行います。
- 「あいち介護サポーターバンク」を利用したい事業所は、紹介依頼書をダウンロードし、あいち介護サポーターバンク運営事務局へお送りください。事務局から「あいち介護サポーター」の方々へボランティア・就業についてご案内し、条件が合致した場合、事業所へ紹介の連絡をします。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/aichikaigosupporterbank.html>

6. 事故報告書の取り扱いについて

- ◆報告を要する事故

- 下記の事故については、原則として全て報告すること。

- ① 死亡に至った事故

- ② 医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

- その他の報告を要する事故

- ① 食中毒及び感染症の発生

- ② 職員(従業者)の法令違反・不祥事件等

- ③ その他、報告が必要と認められる事故

◇報告期限

- ・第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。
- ・その後は、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行ってください。
- ・事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告をお願いします。

◇提出先

- ① 被保険者の属する保険者(市町村)
- ② 事業所が所在する保険者(市町村)

◇提出方法(知立市へ提出する場合)

事故報告書を2枚提出。1枚は受付印を押して返却。

- 参考)
- ・令和3年3月19日厚生労働省老健局発 老高発0319第1号
「介護保険施設等における事故の報告様式等について」(介護保険最新情報 Vol.493)
 - ・平成14年3月18日愛知県健康福祉部長発 13高福第500号
「介護保険サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取扱い について(通知)」

◇報告のあった件数

- ・令和2年度 59件(ケガ56件・その他3件)

◇起きやすい事例

- ・転落・転倒による大腿骨の骨折

ベッド、便座、車イスからの転落や立ち上がり、歩行時の転倒が多く発生しています。居室内での発生し、利用者本人に認知機能の低下があり、事故の発生状況が詳細に分からない事例が多くあります。

転落・転倒の危険性がある場合、センサーマット等による予防についても検討してください。

◇事故が発生した際の対応について

- ・発生した時間帯にもよりますが、速やかにご家族等へ報告と説明を行ってください。

遅くなったことにより、トラブルに発展した事例もあります。また、受診等、状況が変わった場合も追って連絡を行ってください。

また、市役所長寿介護課へも速やかな報告をお願いいたします。

介護職員のメンタルヘルスについて

【相談内容】

- 仕事の内容・労働条件・人間関係・心身の健康に関すること

【相談方法】 相談料:無料

- 電話:毎週月・水・金曜日、毎月第2土曜日(午前10時から午後5時まで) ☎ 052-253-6262
面談:毎月第1・3木曜日(午後1時から午後3時まで、要予約)
＜場所 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号 桜華会館南館3階＞
メール:24時間受付 ＜アドレス kaigo-soudan@aichi-kaigo.jp＞
その他:毎月第3土曜日(午後2時～4時 予約不要)

同じ悩みを持つ方が集えるサロンを開催
＜場所 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号 桜華会館南館1階＞

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigosyokuin-soudan.html>

7. 介護保険施設における負担限度額の変更

○預貯金などの資産の状況

	R3.7月まで	→	見直し後(R3.8月～)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円		単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

○食費(日額)の負担限度額

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで→見直し後(R3.8月～)		R3.7月まで→見直し後(R3.8月～)	
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

8. 高額介護サービス費の負担限度額の変更

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得者 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)



令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円以上 年収約1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収約383万円以上 年収約770万円未満	44,400円(世帯)